

## 戦傷病者の妻の皆さんに 特別給付金が支給されます

この特別給付金は、戦傷病者の介護を永年行ってきた妻の苦勞に対し、国として感謝を行うことを目的として、戦傷病者の妻に支給されるものです。

### ◎第18回、および第20回特別給付金を受給していた戦傷病者の妻の場合

次のいずれかの制度の対象となります。

#### ▼「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の継続支給

戦傷病者が、平成18年10月1日に、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等を受けている場合に、その妻に支給されます。

#### ▼「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の特例支給

戦傷病者が、平成8年10月1日(または平成5年4月1日)以降平成15年3月31日までの間に、一般のけがや病気で死亡(平病死)した場合に、その妻に支給されます。

#### ▼「戦没者等の妻に対する特別給付金」の支給

戦傷病者が、平成8年10月1日(または平成5年4月1日)以降平成15年3月31日までの間に、公務傷病や勤務関連傷病で死亡した場合に、その妻に支給されます。

### ◎新たに戦傷病者の妻となった場合

▼平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給されます。

▼上記の期間内に、戦傷病者としてこれらの年金受給者と婚姻をした妻に支給されます。

請求手続きなど、詳しくは、下記担当課へ問い合わせてください。

■受付期間 平成21年9月30日まで

■受付窓口 社会福祉課福祉係 ☎(内線209、299)

西吉野支所厚生課 ☎(内線18)

大塔支所住民厚生課 ☎(内線41)

## 外国人高齢者特別給付金の対象となる皆さんへ

五條市に居住する大正15(1926)年4月1日以前に生まれた外国人で、現在外国人高齢者特別給付金を受けていない場合は、同給付金を受けることができます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は受けられません。

▼生活保護を受けている人

▼施設に入所している人

▼公的年金を年間180,000円以上受けている人

▼本人と扶養義務者の年間所得が上限額(6,536,000円)を超えている人

▼五條市外国人重度障害者特別給付金を受けている人

■問合せ先 介護福祉課高齢対策係 ☎(内線292、249)

### 国民健康保険の

加入・脱退の手続きは  
14日以内に

届け出を忘れずに

#### ■問合せ先

保険課 ☎(内線267、367)

西吉野支所 住民課 ☎(内線17)

大塔支所 住民厚生課 ☎(内線21)

2月は

**固定資産税・都市計画税(第4期)**

**国民健康保険税(第8期)**

の納期です。

市役所本・支所担当窓口、取扱金融機関および郵便局で納付してください。

納税は便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。

各税目の納期限については、納付書で確認してください。

#### ■問合せ先

税務課徴収係 ☎(内線259、260)

保険課保険税係 ☎(内線266、368)